

監 査 報 告 書

令和7年5月22日

学校法人 日本医科大学
理 事 会 御 中

学校法人 日本医科大学

監 事 大喜多 啓光 

監 事 藤 井 敬之 

監 事 池田大祐 

私たちは、私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）による改正前の私立学校法第37条第3項及び令和6年9月3日文部科学大臣認可による変更前の学校法人日本医科大学寄附行為第15条第1項の規定に基づき、学校法人日本医科大学の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行い、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たちは、理事会、評議員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取するなどして、業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況を調査し、また、会計監査人と連携を取り、計算書類について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務及び財産並びに理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、学校法人の令和7年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政の状態を適正に表示しているものと認めます。

以 上

監 査 報 告 書

令和7年5月22日

学校法人 日本医科大学
評 議 員 会 御 中

学校法人 日本医科大学

監 事 大喜多 裕光 

監 事 藤 井 敬之 

監 事 池 田 大祐 

私たちは、私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）による改正前の私立学校法第37条第3項及び令和6年9月3日文部科学大臣認可による変更前の学校法人日本医科大学寄附行為第15条第1項の規定に基づき、学校法人日本医科大学の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行い、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たちは、理事会、評議員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取するなどして、業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況を調査し、また、会計監査人と連携を取り、計算書類について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務及び財産並びに理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、学校法人の令和7年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政の状態を適正に表示しているものと認めます。

以 上